

令和2年度 下野市行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	産業団地整備推進事業		所管部課	産業振興部	商工観光課	
事業目的	市内の既存工業団地(6団地)は全て分譲完了しており、新たな立地需要に対応できない状況である。企業の誘致による雇用の促進、産業の活性化など、市の産業の持続的な成長・発展を図るうえで産業集積拠点となる産業団地の整備が急務となっている。このため、産業団地造成に向けた関係法令や地権者合意などの条件整備を進め、早期に整備することにより、新規企業の立地促進を図る。					
事業概要	西坪山工業団地東地区の約33.3haを事業用地として選定し、関係地権者の合意形成を図るとともに産業団地開発に必要な都市計画決定等の関係法令及び開発許可の手続きを行う。また、県に対して事業化を要望し、事業採択及び事業主体の決定後、用地買収、工事に着手し、早期分譲を行うことにより新規企業の誘致促進を図る。					
総合計画での位置付け	4 地域資源を活かし、産業・地域が躍進するまちづくり	重点事業区分	2 商工業による躍進するまちづくり	2 新たな産業の誘致・育成	街 Ⅱ(継続的推進)	
事業区分	新規・継続	継続	事業の種類	ハード事業	市裁量の有無	裁量あり
根拠法令等	都市計画法、開発許可					
補助団体	—					
年度別	事業計画	平成30年度 地権者説明会 都市計画決定に係る事前協議 自然環境調査	令和元年度 地権者説明会 地権者同意取得 都市計画決定に係る事前協議 文化財試掘調査 県への事業化要望(基礎調査実施)	令和2年度 地権者説明会 都市計画決定 開発許可事前協議 文化財試掘調査 事業採択 事業主体決定 用地交渉	令和3年度 用地買収 開発許可申請 実施設計 文化財試掘調査	令和4年度 産業団地工事着手 雨水管整備
	事業費	11,607千円	52,688千円	6,871千円	129,600千円	288,000千円
事業内容	対象年度(令和3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画 令和3年3月決定(市街化区域編入・工業専用地域用途指定)</li> <li>・事業期間 令和2年度～令和6年度(用地買収、工事)、令和7年度～(分譲)</li> <li>・地権者数 98名</li> <li>・令和3年度事業内訳:排水施設用地買収費 110,000千円 :雨水管実施設計業務 19,000千円 :文化財試掘調査業務 600千円</li> </ul>				
	財源	国県支出金	地方債・その他	一般財源		
その他(過年度実績・特筆すべき点等)	【法 手 続】	令和元年度～令和3年3月	都市計画決定に係る国県等協議(農政協議、治水協議等)都市計画決定(市街化区域・工業専用地域)開発許可			
	【地権者対応】	令和1年4月	令和2年5月 事業同意書徴取(地権者98名)			
	【事業化】	令和1年8月	県への事業化要望			
		令和1年9月	基礎調査地区・調査主体決定(調査主体:栃木県土地開発公社)			
		令和2年11月	事業採択・事業主体決定(事業主体:栃木県土地開発公社)			
	【事業工程】	令和2年度～令和3年度	用地取得			
		令和4年度～令和6年度	造成工事			
		令和5年度～	予約分譲(造成工事完了後、本格分譲)			

事業推進方針判断に際しての3つの視点					
必要性	A	○	全て	要件(3項目)	
	B		1以上	✓	社会経済情勢の変化や市民ニーズ等に適合する。
	C		なし	✓	第二次下野市総合計画の施策体系と事業目的に整合性がある。
				✓	市民・団体・議会等から要望や要請がある。
					市裁量がない事業(⇒A評価とする)
市内6箇所の既存工業団地には分譲可能な用地がなく、企業誘致ができない状況である。現総合計画前期基本計画では、基本施策4-2「商工業による躍進するまちづくり」、施策2「新たな産業の誘致・育成」として、しもつけ重点プロジェクトの取組事業にもなっており、小山栃木都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び下野市都市計画マスタープランにおいても、産業を誘導するエリアとして位置付けられている。このため、地域産業の振興と雇用の促進を図るための企業誘致を行うためには、新たな産業用地を確保することが重要であることから、必要性は高いと考えます。以上のことから、必要性をAとしました。					
有効性	A	○	全て	要件(3項目)	
	B		1以上	✓	市民サービスの維持・向上に寄与する。
	C		なし	✓	適切な評価指標の設定があり、達成に向けたプラン・動きがある。
				✓	地方創生(人口・関係人口増)やSDGs、国土強靱化に寄与
					市裁量がない事業(⇒A評価とする)
整備地区は、「工業拠点」、「産業誘導エリア」に位置付けられた産業集積ゾーンであり、既存の西坪山工業団地や下坪山工業団地に隣接し、柴工業団地にも近接するなど既存工業団地との一体的な工業の集積が図れる地区であり幹線道路である新4号国道をはじめ、主要地方道栃木二宮線、県道結城石橋線からのアクセスに優れるなど、広域交通の利便性が活用できる地区である。また、分譲用地の確保することで、新規企業の誘致による市民の雇用創出や市内への定住促進のほか、市税収入の増加につながるなど本事業の有効性は高いと考えます。以上のことから有効性をAとしました。					
効率性	A		3以上	ソフト事業(要件:6項目)	
	B	○	1以上	事業の質を維持しつつ、事業費の削減や取組方法を見直す	補助金等の積極的な活用で最大の成果となる方法を選択している。
	C		なし	指定管理者制度導入等、民間活力を活用する。	将来の活用・活性化等のビジョンが明確である。
				受益機会・費用負担割合等が公平公正である。	マネジメントの観点から維持費等について十分検討されている。
				他課との連携等により、相乗効果を図る。	
				市民団体や近隣自治体等と協働や連携	
				管理業務等において、現在の取組手法から、さらに効率性を図ることは困難である。	
産業団地整備により分譲用地を確保することで、新規企業の誘致が可能となり雇用創出や地域産業の振興のほか、市税収入の増加が見込まれる事業であるため、本市の将来の活性化につながる点が効率性を図る取組として評価できると考えます。以上のことから、効率性をBとしました。					

総合評価	
○	継続実施
	見直し実施
	廃止